

No.	④-1		R7 予算額	1,135 百万円	
事業名	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）		府省庁名	厚生労働省	
概 要	雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度。				
支援対象	雇用保険の適用事業所の事業主	補助率	事業所の設置・整備費用と増加した対象労働者の数等に応じて一定額を支給		
対象事業	雇用情勢が厳しい地域等（※）で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に対して助成する。（対象地域は、下記 URL を参照。） ※ 特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島の事業所では、雇用情勢にかかわらず、本助成金の活用が可能。				
支援内容	○上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成（1年ごとに3回支給）。				
	設置・整備費用	対象労働者の増加人数（ ）内は創業の場合のみ適用			
		3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
	300万円以上 1,000万円未満	50万円 (100万円)	80万円 (160万円)	150万円 (300万円)	300万円 (600万円)
		1,000万円以上 3,000万円未満	60万円 (120万円)	100万円 (200万円)	200万円 (400万円)
	3,000万円以上 5,000万円未満		90万円 (180万円)	150万円 (300万円)	300万円 (600万円)
		5,000万円以上	120万円 (240万円)	200万円 (400万円)	400万円 (800万円)
	※1 中小企業事業主は、初回支給時、助成額の1／2の額を上乗せして支給 ※2 創業の場合は、初回支給時に（ ）内の額を支給 ※3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参加事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人当たり50万円を上乗せして支給（1事業所あたりの上乗せ支給人数は20人が上限。）。 ※4 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給 ※5 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合は、対象労働者の増加人数に応じて、最高2億円を支給。				
	離島での実績	R5：壱岐島（860千円を支給。以下、支給額のみ記載。）、 八丈島（1,710千円）、 屋久島（1,900千円）、 奄美群島（8,415千円）			
	備 考				
担当部署	厚生労働省職業安定局地域雇用対策課				
連絡先	03-3593-2580				
参照 HP	（地域雇用開発助成金について） https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html				